

バイスタンダー見舞金（感染検査費用）

誰もが安心して応急手当ができるための環境を整え、普及啓発を推進することを目的として、バイスタンダー見舞金を支給します。

バイスタンダー見舞金とは…

各務原市消防本部が管轄する地域で発生した救急現場での救急業務に協力し、怪我や病気をされた方に直接接触して偶発的な事故により感染症に罹患した疑いがあり、「感染症のおそれがある場合の検査」を実施された場合を対象として見舞金をお支払いするものです。

ただし、応急手当を実施した事実及び手当の実施に伴うものであることが、各務原市消防本部として客観的に判断できる場合となりますので、全てのものに適用されるとは限りません。

その適用要件や見舞金の請求等に関する内容につきましては、「応急手当に係る見舞金支給基準」をご覧ください。



- お問い合わせ先
各務原市消防本部 消防総務課
TEL 058-382-3136